

ヴォルフの国際法理論(四)：意思国際法概念を中心として

柳原, 正治
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1939>

出版情報：法政研究. 58 (2), pp.1-38, 1992-02-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ヴォルフの国際法理論（四）

——意思国際法概念を中心として——

柳原正治

はじめに

第一章 ユース・ゲンティウム概念の歴史

第一節 グロティウス以前の時代（以上五六卷一号）

第二節 グロティウス

第三節 グロティウス以後の時代（以上五六卷二号）

第二章 ヴォルフの国際法理論

第一節 国際法（ユース・ゲンティウム）概念の「自立性」（以上五八卷一号）

第二節 自然状態・社会・国家（以上本号）

第三節 世界国家の構想と機能

第四節 意思国際法の構想と機能

第三章 ヴォルフの国際法理論の受容

おわりに

第二節 自然状態・社会・国家

「世界国家（*civitas maxima*）」についてははっきりとした概念を有していない者、さらにグロティウスが述べたユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムを、世界国家から導き出すことをせず、まったく認めないか、すくなくともその一定の部分を

特定の諸国家の慣習に帰する者は、協定法または慣習法のほかには、実定国際法をけつして認めないことになる。しかし、理性自身が、すべての国家の間で法のごとく遵守すべきと命じるもの「意思国際法」を慣習に帰するのは間違いである。¹⁾

ヴォルフは、このように『国際法』のなかでは、実定国際法である意思国際法を世界国家から導き出すべきこと、および、この法を慣習法と混同すべきではないこと、を明言する。前節で述べたように、ヴォルフは意思国際法と慣習国際法の混同を厳に戒める。意思国際法は、特別国際法としての慣習国際法と対比させられて、「すべての国家に共通な法」²⁾つまり一般国際法と位置づけられる。同じくユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムという名辞を用いながらも、グロティウスにおける場合とヴォルフにおける場合とは、その内実がまったく異なるという事実には、再三指摘してきたが、注意しなければならない。

もつとも、ヴォルフがこのように意思国際法を世界国家概念から導き出すのは、一七四九年の『国際法』が最初である。前節で述べたように、それ以前に発表した「哲学」論文や『講義体系』でも、任意的国際法または意思国際法という概念が用いられているが、世界国家概念との結び付きにはまったく触れられていない。また、そもそも世界国家概念が登場するのも『国際法』が最初であり、ヴォルフのそれ以前の著作群のなかにはみられない。ただ、「哲学」論文における「任意的国際法」、および、とりわけ『講義体系』における「意思国際法」が、グロティウスの考えるユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムとは異なるという意識がヴォルフにあったことは、明らかである。かれは、たとえば『講義体系』において、グロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムはウルピアヌスによる区別を十分に理解していない者たちによって批判されている、しかし、正しい仕方では十分展開されに証明される、と述べている。³⁾同箇所では「正しい仕方」での理解がいかなるものであるかについては十分展開されていない。しかしながら、同書の他の箇所では、ヴォルフは、グロティウスには通俗的な方法があるだけで、科学的方法はみられないと批判している。⁴⁾そのことからすれば、ヴォルフは、グロティウスの自然法とユース・ゲンティウ

ム・ヴォルンターリウムという区別そのものは受け継ぐものの、みずからの科学的方法に基づいてグロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムを捉え直す必要がある、もっと言えば、みずからのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムの内実はグロティウスのそれとは異なると考えていた、と解することができる。

ともあれ『国際法』においては、意思国際法概念は、世界国家概念から導き出されると明示されており、ここにかれの意思国際法概念の独自性は一層明白となっている。そこで、この世界国家概念についての理解なくしては、『国際法』におけるヴォルフの意思国際法概念が理解しえないことになる。

ヴォルフは、世界国家をつぎのように説明する。自然は、すべての人間の間に社会を設立した。この「大社会(societas magna)」を維持するよう自然法が義務づける。この自然法上の義務は不変なので、国家が設立された後も、この大社会はそうした諸国家の間に存続する。したがって、自然は、すべての国家の間に社会を設立し、それを維持するよう義務づけている。⁽⁵⁾ この社会の目的は結合した力により公共善(commune bonum)を促進することにある。⁽⁶⁾ ところで、力をあわせて公共善を促進するために契約の結ばれた人間間の社会が国家である。そこで、この諸国家間の社会もまた、国家と考えられる。⁽⁷⁾ このような、諸国家間の社会——さらには国家——こそが世界国家にほかならない。いいかえれば、「諸国家自身を構成員または市民とする、諸国家が結合したとみなされる国家」が、世界国家なのである。⁽⁸⁾

以上のようにヴォルフは、世界国家を、大社会を継承した諸国家間の社会∥国家と捉えている。それでは、この大社会とはいったいどのような社会なのであろうか。また、社会であるとともに国家でもある結合体とはいかなるものなのであろうか。世界国家を理解するためには、まずこれらの点を検討しておく必要がある。そこで、以下本節においては、これらの点の解明に必要とみられる限度で、ヴォルフにおける、自然状態・社会・国家に関する理論の検討を行なうことにしたい。かれが国家論を包括的なかたちで展開しているのは、一七二一年の『ドイツ政治学』と一七

四八年の『自然法』第八巻においてなので、この二つの著作を検討の中心とする。⁽⁹⁾ なお、「はじめに」でも述べたように、ヴォルフの国家論をめぐっては基本的な点をも含めてさまざまな点で現在解釈の対立が存在する。しかし、本論文はヴォルフの国家論それ自体を中心テーマとはしていないので、本節ではそれらすべての論点を体系的かつ詳細に取り上げるわけではないことを予めお断りしておきたい。⁽¹⁰⁾

一 自然状態と社会

(1) 自然状態 国家の前段階、すなわち社会（国家）契約締結以前の段階としての自然状態についての理論は、一七世紀以降の自然法論者のほとんど全員が取り上げている。しかしながら、ホッブズとルソーの対比を挙げるまでもなく、その内実は論者によりかなり異なっていた。⁽¹¹⁾ ヴォルフもまた、この自然状態論を展開する。それは、基本的にはプーフェンドルフの理論の影響を強く受けていたが、ヴォルフ自身の独自性もいくつかの点ではみられる。⁽¹²⁾

ヴォルフは、人間に帰属する諸権利・義務によって決定される状態を「人間の倫理的状态（status hominum moralis）」と呼ぶ。⁽¹³⁾ この倫理的状态には、自然状態（status naturalis）と国家状態（status civilis）がある。自然状態とは個人の自然法上の諸権利・義務（jura naturalia et obligationes naturales）によってのみ決定される状態であり、⁽¹⁴⁾ 国家状態は「国家法上の諸権利（jura civilia）」によって決定される状態である。⁽¹⁵⁾ 自然状態はさらに、「原初的自然状態（status naturalis originarius）」と「後天的自然状態（status naturalis adventitious）」とに二分される。ヴォルフは、この区分をつぎのように説明する。

「原初的自然状態とは、生得的諸権利と生得的諸義務（jura connata connataeque obligationes）により決定されるものである。これに対して、後天的自然状態とは、既得権と契約上の諸義務（jura acquisita et obligationes contractae）により決定されるものである。」⁽¹⁶⁾

同じく自然法上の諸権利・義務によって決定される状態なのであるが、原初的自然状態においては、そのうち生得的諸権利・義務のみが人間に帰属し、後天的自然状態においては、そのほかにさらに既得権と契約上の諸義務が人間に帰属することになる。

生得的義務とは、人間の本质と本性により設定されたもので、たとえば、自己の肉体を保存する義務などがこれにあたる。⁽¹⁷⁾ 生得的権利は、生得的義務より生じるものであり、人間に内在するので、人間から奪い去ることはできない。⁽¹⁸⁾ 他方、契約上の義務とは、人間のある種の「行為 (Actum)」が介在して発生するもので、たとえば、買い手にある商品を引き渡すという売り手の義務などがこれに当たる。⁽¹⁹⁾ 既得権は、生得的義務だけから生じるのではなくて、人間のある種の「行為」から生まれる。⁽²⁰⁾ 所有権がその中心である。契約上の義務は、自然によって人間に内在するわけではなく、したがってまた、人間は自然によって既得権を有するわけではない。⁽²¹⁾ しかし、何人も、「外的完全義務」——この概念については次章で述べる——と捉えられる契約上の義務から解放されることはなく、したがってまた「外的完全権利」である既得権を意に反して奪い取られることはない。⁽²²⁾ ヴォルフは、こうした権利義務の相違により、自然状態に二段階を設けるのである。

ヴォルフによれば、人間は、生得的権利義務のみが人間に帰属する原初的自然状態において、平等である。というのも、生得的権利義務は自然によって人間に帰属するので、すべての人間が等しく生得的権利義務を有するからである。⁽²⁴⁾ また、すべての人間は、原初的自然状態において他人のいかなる権力にも服すことはない⁽²⁵⁾ので、自権者 (sui iuris)、つまり自由である。⁽²⁶⁾ いいかえれば、人間はすべて「生来自由人 (ingenii)」と考えられ、自由の間にはなんらの相違も存在しない。したがって、そこには奴隷は存在せず、⁽²⁸⁾ 原初的自然状態は「自由の状態 (status libertatis)」と考えられる。⁽²⁹⁾ このほか、原初的自然状態においては、すべての人間に、「安全に対する権利」、⁽³⁰⁾ 「人道上の諸義務を要求する権利 (jus petendi officia humanitatis)」⁽³¹⁾ などが帰属する。⁽³²⁾ ただ、原初的自然状態においても、すべての人間が

同じ名誉に値するわけではない、とヴォルフが述べているのには注意する必要がある。⁽³³⁾

ところで、ヴォルフによれば、すべての有体物は自然によって全人類に帰属すると考えられる。この自然によって全人類に帰属する、すべての有体物の共有が、「ものの原始共有 (communio rerum primaeva)」とよばれる。⁽³⁴⁾ ものの原始共有とは、自然によって全人類に帰属し、さらには人間の本質と本性によって設定されたものである以上、生得的権利と考えられる。⁽³⁵⁾ ところで、原初的自然状態は生得的権利義務によって決定されたものなので、原初的自然状態においてはものの原始共有が支配する。⁽³⁶⁾ いいかえれば、原初的自然状態においては、すべての有体物が共有物 (res communes) と考えられる。⁽³⁷⁾

ある人がその共有物の使用を妨げようとするとき、または、実際に妨げるときには、その人に対する「戦争の権利」が、共有物の使用をしようとする人に帰属することになる。⁽³⁸⁾ したがって、原始共有における、そうした戦争は、正当と考えられる。⁽⁴⁰⁾ 「邪悪な人びとの恣意によって、共有・自由・平等・安全の権利が継続的に侵害されることが許されるべきでないとすれば」、原始共有においてそうした戦争は不可避となる。ホッブズはこうした理由から、原初的狀態 (status originarius)⁽⁴¹⁾ を「万人の万人に対する継続的な闘い (bellum continuum omnium contra omnes)」とみなす。しかしながら、ホッブズは原初的狀態を決定している生得的権利にまったく目を向けておらず、原初的狀態を、すべての法を免れ、たんに恣意のみが支配している状態と想定した、とヴォルフはホッブズを捉えている。ヴォルフはこの点にホッブズの、原初的狀態についての理解の誤りを見いだす。⁽⁴²⁾ そして、原初的(自然)状態を、ホッブズのように恣意の支配する戦争状態ではなく、生得的権利が支配する平和な状態と捉える。⁽⁴³⁾

ヴォルフの考えによれば、もし人間が完全 (integer)⁽⁴⁴⁾ であれば、この原初的(自然)状態が永続する。しかし、人間は墮落しているがゆえに、そこにとどまることはできず、いいかえれば、自己の完全性の義務を基軸とする自然法上の生得的諸義務を果たすことができず——したがってまた、生得的諸権利を実現することもできず——、後天的自

然状態へと移行せざるをえなくなる。この状態には所有権が導入され、ものの原初的共有は基本的には消滅する。さらに、支配権 (*imperium*)、戦争の権利なども導入される。⁽⁴⁵⁾ここに、契約上の諸義務および既得権が考えうることになるわけである。

このように、自然状態を二分する考えは、他の自然法論者には明確にはみられず、ヴォルフ独自のものと解される。もっとも、ものの原始共有の状態を想定し、それが所有権の導入により崩され分割の時代へと移行していく、という考えそのものは、中世以降のスコラ学者にみられるように、聖書を典拠に歴史的展開として捉える——つまり「キリスト教的創造の思想」⁽⁴⁶⁾——か、または、グロティウスを始めとする近世の学者にみられるように、所有権の発生を人間の合意に基礎づけるか、⁽⁴⁷⁾の違いはあるにしても、ヴォルフの遙か以前から存在していた。ヴォルフは、この考えを自然状態論に持込み、二種類の権利義務論とからめて、さらに直接的には、プーフENDORFの「自然状態」と「後天的状態 (*status adventitus*)」の区別を参考として、二段階の自然状態論を案出したと考えられる。⁽⁴⁸⁾

(2) 社会の成立——合意と準合意——ヴォルフによれば、国家⁽⁴⁹⁾政治社会 (*societas civilis*)⁽⁵⁰⁾は、いうまでもなく国家状態において初めて登場するが、それ以外の社会はすでに自然状態において存在していると捉えられている。すなわちかれは、複数の家 (*Haus, domus*) が契約した社会を国家と呼ぶ。⁽⁵¹⁾この家とは、夫婦社会 (*eheliche Gesellschaft, societas conjugalis*)、父子社会 (*väterliche Gesellschaft, societas paterna*)、主人と奴隷の社会 (*herrschaftliche Gesellschaft, societas herilis*) のうち、すくなくとも二つの社会が結合した社会のことである。⁽⁵²⁾夫婦社会または婚姻 (*matrimonium*) とは、子供を産み教育するという目的で男女が結合した社会、⁽⁵³⁾父子社会とは、両親とその子供の間に教育のために契約がなされたと解される社会、⁽⁵⁴⁾主人と奴隷の社会とは、一定期間労働を提供することを目的とする、主人と僕婢 (*famulus*) との合意により成立する社会、⁽⁵⁵⁾である。家とは、こうした夫婦社会、父子社会、主人と奴隷の

社会という、「単一の社会 (societates simplices)」の結合により成立する、「複合的社会 (societates compositae)」である。さらに国家は、複数の家の結合により成立する社会なので、ヴォルフはこの「複合的社会」を、「複合的小社会 (societates compositae minores)」である家と、「複合的大社会 (societates compositae majores)」である国家とに分類する⁽⁵⁶⁾。

ところでライプニッツは、その『自然社会』(一六七八年?)において、夫婦社会、親と子供の社会、主人と奴隷の社会、家 (Haushaltung)、政治社会 (Bürgerliche Gesellschaft)、神の教会 (Kirche Gottes) という六つの自然社会 (Naturliche Gemeinschaft) の存在を認め、それらは自然が要求する社会である、と述べている⁽⁵⁷⁾。こうしたものもろの自然社会——あるいは、個人と国家との間の「中間団体」——の存在は、プーフェンドルフらにおいてもみられるのであり、ヴォルフの構想もそれらと基本的には変わらない。

ところで、こうした中間団体は、自然状態においてすでに存在すると捉えられるとして、自然状態のどの段階に存在するのであろうか。ヴォルフは、この点を明示していない。しかしながら、夫婦社会については、たとえば、妻が自己の財産について所有権を有するとみなされる⁽⁵⁸⁾、父子社会については、たとえば、子供に対する両親の支配権が認められる⁽⁵⁹⁾、主人と奴隷の社会については、たとえば、奴隷は主人に従属している⁽⁶⁰⁾。これらの点を考慮すれば、これらの社会は、後天的自然状態に在ると考えられる。というのも、原初的自然状態においては、人間はだれも自由平等で、何人にも従属していないのに対して、所有権や支配権などが導入された状態が後天的自然状態であるからである。これらの社会が後天的自然状態に在る以上、家もまた当然その状態に在ると考えられる⁽⁶²⁾。

もうひとつヴォルフの社会論において注目すべきなのは、社会の成立の根拠をどこに求めているかという点である。これについてかれは、ある箇所ではつぎのように述べている。

「一般的には社会とは、力を合わせてある目的を追求することに関する、合意 (pactum) または準合意 (quasi pactum) である⁽⁶³⁾。」

ヴォルフは、合意によらない社会の存在を認める人びと、さらには準合意が自然法上のものではなく、たんに国家法上の「創造物 (commentum)」にすぎないと考える人びとが存在することを認めている。しかしながら、ヴォルフによれば、「合意または準合意によって社会を定義しないようにわれわれを強制する、充足理由律は存しない」のである。というのは、われわれに対する反証として挙げられる例は、たんに誤用、すなわち「論述の不整合」によって社会といわれているものか、または準合意により生じているもの、のどちらかにすぎないからである。⁽⁶⁵⁾

合意により成立する社会、つまり「意思による社会 (societates voluntariae)」⁽⁶⁶⁾はともかく、準合意により成立する社会とはいったいかなるものであろうか。その具体例としてヴォルフは、父子社会を挙げる。かれはつぎのように三段論法を用いて説明する。両親は自分の子供の教育を義務づけられる。他方子供は、自己自身を教育することはできず、教育を受けることができるように自己の両親に対して要求する権利を有している。そこで子供は、その年齢からして同意を与えることはできないので、子供が教育を受けることができるようにすることに對する、子供の同意が存在するとみなされる。ところで、「一方当事者の同意が存在するとみなされるにすぎない、という想定上の合意 (conventio ficta) が準契約 (quasi contractus) または準合意である」。そこで、父子社会は準合意により成立するのである。⁽⁶⁷⁾

ここで注目されるのは準契約の概念が持ち出されていることである。⁽⁶⁸⁾ 準契約の概念が認められるかは当時学者の間で活発に争われていた。⁽⁶⁹⁾ ヴォルフはこの概念を認め、それを「想定された合意 (pactum praesumptum)」に基づくと考え、⁽⁷⁰⁾ 「黙示の合意 (pactum tacitum)」と区別した。準契約から生じる義務は、契約から生じる義務とまったく同一と考えられ、両当事者を相互に義務づける。⁽⁷¹⁾ ただ一方当事者の同意が存在するとみなされるにすぎない以上、準契約が成立するためには、同意が存在するとみなされる側の当事者の「利益」が明白でなければならぬ。⁽⁷²⁾ 具体的には、明示の同意を得るだけの時間的余裕がない場合、または、年齢や心神喪失のために同意できない場合などが考えら

れる。⁽⁷³⁾ ヴォルフが準契約の類型に入れるのは、事務管理⁽⁷⁴⁾、準売買⁽⁷⁵⁾、準消費貸借⁽⁷⁶⁾、準賃約⁽⁷⁷⁾、偶然の共有⁽⁷⁸⁾、非債弁済⁽⁷⁹⁾、後見などである。ここでは後見の例を取り上げることにする。

ヴォルフは、被後見人の教育や財産の忠実な管理について、後見人と被後見人の間に、準契約が成立すると述べる。というのは、被後見人が、年齢という障害がない場合には、後見人に自己の教育と財産の管理をゆだねるということに同意を与えるのは疑いがないので、後見人と被後見人は相互にそのことに関して合意したとみなされるからである。この場合、「被後見人の名で与えられた同意は、被後見人の想定された同意にほかならない」⁽⁸⁰⁾のである。

このようにヴォルフは、想定された合意に基づく準契約を肯定した。そして、社会の成立を、合意による場合と、この準契約と同一視される準合意による場合の双方に認めるのである。まとめていえば、準合意による社会は、社会に結合する者たちの「想定された同意」により成立すると考えられる。たとえば、父子社会の場合、子供はその年齢のゆえに、社会に加わるという明示の同意を与えることはできない。しかし、もし年齢という障害がなければ同意を与えるだろうことは疑いがないので、その同意が存在するとみなされ、ここに、準合意による社会としての父子社会が成立する。準合意による社会とは、このようなものとして理解される。

ヴォルフは、以上述べてきたように、合意または準合意により社会が成立すると説明しようと努めている。⁽⁸¹⁾ 準合意による社会としては、父子社会以外には、自然大社会（Ⅱ「大社会」）、世界国家などがある。ところがヴォルフは、後二者の成立については、若干異なる説明をする。世界国家については、次節で詳しく述べることにして、本節では自然大社会を取り上げることにした。

(3)自然大社会 ヴォルフは、プーフエンドルフに倣い、人間の責務（officium）⁽⁸²⁾には、自己に対する責務、他人に対する責務、神に対する責務、の三種類があるとみる。⁽⁸³⁾ このうち、他人に対する責務は、内容的には自己に対する責務と同

一と捉えられている⁽⁸⁴⁾。具体的には、他人が善を獲得できるように援助すべきこと⁽⁸⁵⁾、他人を自己のように愛すべきこと⁽⁸⁶⁾、他人によき模範を示すべきこと⁽⁸⁷⁾、他人の身体の保存に関し配慮すべきこと⁽⁸⁸⁾、等々が挙げられる⁽⁸⁹⁾。ヴォルフによれば、人間は「孤独な生活 (vita solitaria)」を送ってはいけなかった⁽⁹⁰⁾。その責務を果たすためには、他人との協力関係が必要なのである。ここにヴォルフは、社会を構想する。すぐ後に述べるように、こうした社会の必要性は、完全性の義務——他人および他人の状態を完全なものにする義務は、他人に対する責務の一つと考えられる⁽⁹¹⁾——からも説明されている。ともあれこの社会は、自然によって設立されたのであり、「自然社会 (societas naturalis)」とよばれる。「自然自身が人間の間社会を設立し、その社会を尊重するように人間を義務づける」のである⁽⁹²⁾。この自然社会は、無差別にすべての人間の間社会に設立されたので、「大 (magna)」とよばれる⁽⁹³⁾。そして、この「自然大社会 (societas naturalis magna)」は、平等な社会であり⁽⁹⁴⁾、そこに支配する法は自然法である⁽⁹⁵⁾。

この自然大社会についてヴォルフは、『国際法』の「献辞」においてはつぎのように述べている。

「「自然法は」もっとも固い鎖によって、個々の人間を連関させ、そしてその間に、一種の社会 (societas quaedam) を設立した。人間は人間にとって必要であり、人間より有用なものはないのである⁽⁹⁶⁾。」

この「一種の社会」が自然大社会、あるいは、さきに述べた「大社会」にほかならない。要するに、人間が他人に対する責務を果たすためには——また、自己の完全性の義務を果たすためには——、他人との協力関係が必要であり、したがって、人間は人間にとって必要なものであり、人間ほど有用なものはない。ここにヴォルフは、人間は孤独な生活を送ることは許されず⁽⁹⁷⁾、一種の社会、つまり自然大社会に生きていくとするのである⁽⁹⁸⁾。

このように、自然大社会は自然——または自然法——によって設立されると考えられる。ところが、ヴォルフは他方で、この自然大社会は準合意により成立する社会であるとしている。自然が社会を設立したということと、準合意により社会が成立するということは、一見したところ明らかに矛盾している。しかし、ヴォルフはこれを矛盾とは

みていない。

「さきにわれわれは社会を合意または準合意によって定義つけたので……人間の間に自然によって社会が設立されるといふことはできないと判断する人びとがおそらくいるであろう。しかしながら、かれらは、準合意のなんたるかを十分は理解していない人びとであろう。」⁽⁹⁹⁾

その理由をヴォルフはつぎのように説明する。自然そのものが、力を合わせて自己および自己の状態の完全性を促進するようにわれわれを義務づけるので、われわれはすべて、力を合わせて自己と自己の状態の完全性を促進する「意思」を有していなければならない。ところで、人間はだれも他人の協力なくしては、その完全性を達成することはできない。そこで、何人もこのことを認識すれば、その意思を有するだろうことには疑いがない。そこから、「法律自体が、われわれに必要な労働を有する人びとの「自然大社会への参加の」同意が存在するとみなすよう命じる」ことになる。ここにわれわれは、自然大社会は準合意により成立するといふことができる。ところが、自然によれば、人間は自己と自己の状態の完全性を他人の援助なしには達成しえない。その側面に注目すれば、自然そのものがこの自然大社会を設立したといふことができるのである。⁽¹⁰⁰⁾

したがって、自然が社会を設立したということと、準合意により社会が成立したということとは、ヴォルフにおいては同一のことと捉えられている。それは要するに、自然そのものがある社会に結合するように命じている義務から合意が存在するとみなすという側面を捉えるか、自然そのものがその義務を命じているという側面を捉えるか、の違いなのである。⁽¹⁰¹⁾

以上のようにヴォルフは、一方では、自然により人間は社会にあり、かつ、その自然社会の原理はヘルシャフト(支配)であるという、アリストテレスに端を発する「正統哲学(Schulphilosophie)」の伝統に則った考えを述べている。他方でヴォルフは、ホップズやロックらの影響を受けて、契約により社会が成立するといふ考えをとっている。

いかえればヴォルフは、正統哲学の伝統に全面的に従って、社会はすべて自然によって設立されるという考えを完全に打ち出すことはもはやできなかった。しかし、かといって、社会性の原理を完全に排除して、契約論的構成によりすべての社会の成立を説明し尽くすということもまた不可能であると考えたのである。ここに、ヴォルフの社会論の特色があるといえることができる。⁽¹⁰²⁾

ところで、この自然大社会は、「人類が諸国家に分裂した後にも (postquam genus humanum in gentes divisum)」諸国家の間で「世界国家」として存続すると考えられている。⁽¹⁰³⁾ したがって、自然大社会は人類が諸国家に分裂する以前、つまり自然状態において存立していたとみなされる。では、自然状態のどの段階なのであろうか。また、後天的自然状態において存在する、夫婦社会、父子社会、主人と奴隷の社会、家、といった中間団体とはいかなる関係に立つのであろうか。

このことに関する明確な言及は、ヴォルフのどの著作にも見いだせない。しかしながら、自然大社会の本質を考慮すれば、自然大社会は原初的自然状態の時点から、後天的自然状態の終結時、つまり国家状態の成立時まで、連続として存続すると捉えられる。というのも、前述したように、ヴォルフによれば、人間は孤立した生活を送ることは元来許されず、他人に対する責務を果たすため、いにかえれば、完全性の義務を果たすため、必要とされるのが自然大社会にほかならないからである。すなわちヴォルフは、人間が人間として存在する以上、「もっとも固い鎖」⁽¹⁰⁴⁾ によって人間を結びつけて存立している社会として自然大社会を構想している。したがって、自然大社会は、原初的自然状態においてすでに、すべての自由平等と考えられる人間を構成員として成立している。その後、後天的自然状態において、一部の人間が部分社会、すなわち、夫婦社会、父子社会、主人と奴隷の社会、さらには家を形成したとしても、自然大社会は、それらの社会を構成している人間たちをも含めて、すべての人間の間に存立し続ける。⁽¹⁰⁵⁾ つまり、後天的自然状態においても、自然大社会は存立し続ける。そして、人類が諸国家に分裂した時点で、自然大社会は世界国

家へと形を変えて継承されていく、と考えられる⁽¹⁰⁶⁾。

二 国 家

(1) 国家の成立 ヴォルフの考えでは、人間は、後天的自然状態においては、いいかえれば、複数の家が並存している状況においては、生活の充実 (*sufficientia vitae*)、静穏 (*tranquillitas*)、安全 (*securitas*) —— 独文著作においては、公共の福祉 (*gemeine Wohlfahrt*) と安全 (*Sicherheit*) の二つとされる —— という目的を達成することは困難なため、複数の家が契約をして国家を形成することになる⁽¹⁰⁷⁾。ここに、原初的自然状態↓後天的自然状態↓国家状態、という移行過程がヴォルフにおいてとられることになる。

社会契約により国家が成立するという考え自体は、周知のように、一七世紀以降のほとんどすべての自然法的国家論者がとるところである。もっともその内実、さらには基本理念は、ホッブズやロックらのイギリスの社会契約論者とプーフENDORFから大陸自然法論者とは大きく二分する捉え方の是非⁽¹⁰⁸⁾は一応おくとしても、論者によりかなり異なっていた⁽¹⁰⁹⁾。ヴォルフの社会契約論については、その基本的な論点をめぐっても解釈の対立が存在する。すなわち、まず契約の当事者が、ホッブズらのように、個々の人間なのか、それとも、それぞれの家の長たる家父長のみなのか、について解釈の一致はみられていない⁽¹¹⁰⁾。個々の人間とする論者は、家父長であるとする、論理的に詰めてゆくと、子供も奴隷も持たない夫婦、奴隷はいるが子供のいない未亡人、すべての独身者、など家に属さない人びとは、こうした社会契約からは排除され、必然的に国家の外に置かれることになってしまふ、と主張する⁽¹¹¹⁾。これに対して、家父長とする論者はつぎのように主張する。たしかにヴォルフは、「人間の合意 (*Pactum hominum*)」により社会が成立すると言う場合もある⁽¹¹²⁾。しかし他方で、国家については複数の家が合意して成立すると明確に述べている⁽¹¹³⁾。したがって、この場合の「人間」とは個々の人間すべてではなく、家父長のみを指すと捉えられる。さらに、後述するように、

ヴォルフは基本的にはアリストテレス以来の国家政治社会論の伝統を引き継いでいる。以上のことからして、国家政治社会を構成する市民は、自由人としての家父長自権者たちにほかならないと解するのが妥当である。

国家論の本質にかかわる、一層重要な社会契約論上の問題は以下のようなことである。ヴォルフがプーフェンドルフらのように、結合契約と服従契約という二段階の契約を考えていたという解釈が一般的である⁽¹¹⁴⁾。これに対して、国家主権の委譲についての諸条件は服従契約という新たな契約によりなされるのではなく、国民の決定による、すなわち、国民自身が主権を行使するか(つまり民主政)、または他の者(たち)に委譲するか(君主政・貴族政・混合政体)は国民自身が決定する、と解すべきであるという異論が出されている。この点は、主権を行使する者への国民の服従を強調するのか、それとも、権限委譲の方式や政府の法的地位に関する国民の主権を強調するのか、という決定的な違いをもたらすことになる⁽¹¹⁵⁾。さらには、すぐ後に述べるように、国家主権と機関主権が区別されているかという問題、また、国家の人格をどこまで認めるかという問題にもかかわってくる。ただ、こうした社会契約論上の諸問題は、ヴォルフの国家論それ自体の把握にとっては至極重要であるが、自然大社会、さらには世界国家そのものの理解にとつてはそれほど重要な論点とはいえないので、ここではこれ以上展開しないことにしたい。

(2) 国家とそれ以外の社会との区別 国家そのものについてのもう一つの大きな理論的問題は、国家とそれ以外の社会とを区別するメルクマールはなにか、ということである。この問題は、後に詳しく論じるように、とりわけ世界国家を理解する上ではなほ重要な論点である。

ヴォルフによれば、国家とそれ以外の社会を区別する形式的なメルクマールは、それぞれの社会の目的とされる。国家は、生活の充実、静穏、安全を目的とする社会である。生活の充実とは、生活の必要・便宜・快適さのために不可欠なもの、および、幸福をもたらす諸方策、が豊富に存在することを指す⁽¹¹⁶⁾。静穏とは、もろもろの不正の恐怖が存

在しないことを指す。さらに安全とは、暴力、とりわけ外国からの暴力の恐怖が存在しないことを指す。これらの目的を達成するために、後天的自然状態から国家状態への移行が必然とされるわけである。たとえばヴォルフは、国家の起源を述べた『自然法』第八巻の冒頭でつぎのように言う。

「個々の家は、生活の必要・便宜・快適さ、さらには幸福のためになることについて充足的ではないし、また、自己の権利を静穏に享受したり、他人から自己に分配すべきものを十分確実に獲得したり、自己および自己のものを他人の力から防御したりする力もない。」⁽¹¹⁷⁾

ここに生活の充実、静穏、安全という、目的を達成するために国家が必要となるわけである。こうした固有の目的によって国家とそれ以外の社会とが区別されることになる。

しかしながら、この箇所はつぎのように解釈することもできる。すなわち、ヴォルフは、以上の目的自体が個々の家の目的でないとは言っていない、むしろ、それらの目的は個々の家では十分には達成できないので、その目的達成のために国家が必要となるとここでは言っているのではないか、という解釈である。いいかえれば、「目的設定」自体に家と国家との相違があるわけではなくて、目的の実現可能性のみが問題とされているのではないか、ということである。⁽¹¹⁸⁾ この点は、『ドイツ政治学』においても同様である。すなわち、家は公共の福祉や安全を十分に実現することができるので、国家が必要とされる、という論理構成が同書においてもとられている。⁽¹¹⁹⁾

この問題は、以下のように、ヴォルフのいう「公共善 (commune bonum または bonum publicum)」概念を軸にして考えると、異なる捉え方もできる。すなわち、さきにも述べたように、ヴォルフは、『国際法』において、世界国家それ自体が一個の国家であることを証明するさいの論拠として、「力を合わせて公共善を促進するために契約の結ばれた人間間の社会が国家である」ということを挙げる。そこでは『自然法』第八巻第四節および第九節が引用されている。⁽¹²⁰⁾ これらの節に加えて『自然法』第七巻をも合わせ読むと、ヴォルフの考える「公共善」とはつぎのように解す

ることができる。すなわちかれは、社会が契約により設立される目的 (finis) そのもの(121)の事を、その社会の「公共善」と呼ぶ(121)。それぞれの社会にそれぞれの「公共善」が存在するのであり、たとえば国家の場合には、「国家の公共善 (commune civitatis bonum)」ということになる。国家の公共善、つまり国家の設立目的は、具体的には、「生活の必要・便宜・快適さをもたらす、個々人の幸福を十分に調達するようなものが十分在ること、だれもが他人の不正や敵の外的暴力から保護されていること、最後に、国家自体がそれらに抵抗できる能力を有すること」(122)、つまりは、生活の充実、静穏、安全にあるとされる。国家以外の社会の公共善についてはヴォルフは明示はしていない。しかし、夫婦社会の場合には子供を産み教育すること、父子社会の場合には子供を教育すること、主人と奴隷の社会の場合には一定期間労働を提供すること、さらに家の場合には、個々の単一社会の安寧を一層適切に促進すること、にそれぞれの社会の公共善があると考えられる(123)。

以上のようにヴォルフは、すべての社会について同じく「公共善」という、アリストテレス―トマス(124)の継ぐ名辞を用いながらも、その内実をそれぞれの社会により異ならせている。すなわち、どういう目的で社会が設立されたのかという点自体については、それぞれの社会で事情は異なっているということになる。ここに、国家とそれ以外の社会、とりわけ家との違いは明白である。ヴォルフが、個々の家では生活の充実、静穏、安全が十分には達成できないので、国家が必要とされると述べているのも、以上のような設立目的という観点から捉えることができる。しかしながら、以上のように考えたとしてもなお、それぞれの社会の目的、あるいはより正確には設立目的ということ、国家とそれ以外の社会との区別のメルクマールが明確になったとはとうていいえない。というのも、国家の公共善またはそれ以外の社会の公共善といっても、すべての社会の終極的な目的は、自己および自己の状態(125)——さらには、他人および他人の状態——を一層完全なものにすることにありと考えられるからである。「完全性の原理」こそがヴォルフの実践哲学全体の基礎となっているのである。結局のところ、目的という観点からこの問題を捉える場合、

それぞれの社会の目的の実現可能性、いかえれば、自然法上の諸義務の達成可能性、の多寡⁽¹²⁶⁾に帰着することになる。しかしながら、こうした基準が、国家とそれ以外の社会との本質的、な区別のメルクマールとなりうるかは疑問といわざるをえない。

それでは、これ以外に区別の明確なメルクマールは存在するのであろうか。ヴォルフは、『自然法』第八巻においてつぎのように述べる。

「……二直角となる三つの角のない三角形を考えることはできない。それと同様に、主権（支配権）（imperium）のない国家を考へることは許されない。」⁽¹²⁷⁾

ここにヴォルフは、三角形の例を引きつつ、国家が国家であるためには、主権（支配権）⁽¹²⁸⁾——あるいは、国家主権（支配権）（imperium civile）または公的主権（支配権）（imperium publicum）と呼んでいる。⁽¹²⁹⁾ 独文著作では、höchste Gewalt, Souverainität⁽¹³⁰⁾——が必要不可欠であることを強調する。

ヴォルフによれば、この国家主権は、国家において、個人に対して全体に帰属する権利のことである。⁽¹³¹⁾ それは、国家形成の合意に由来し、⁽¹³²⁾ 元来国民（populus）の掌中にある。⁽¹³³⁾ また、国家主権は最高（summum）とみなされる。なぜならば、国家主権の行使にあたっては、それを有する者、つまり国民の意思以外のものには依存しないからである。⁽¹³⁴⁾ ただ、国家主権は、無制限なわけではなく、国家の公共善にかかわる行為を越えて拡大してはならない。⁽¹³⁵⁾ 国家主権を委譲された国家の支配者（Rector civitatis）は、その行使にあたって基本法の制約を受ける。⁽¹³⁶⁾ この国家主権は、公共善を促進するように行使しなければならない。そこで、国家主権を行使しなければならない者には、公共善を促進するために必要不可欠な諸権利が帰属する。それが諸高権（Majestätsrechte, jura majestatica）である。⁽¹³⁷⁾ 立法権、臣民の法的紛争を解決する権利、刑罰権、戦争権、課税権、宗教事項に関する権利、卓越権（Jus eminentis）などがその例である。⁽¹³⁸⁾ ボダンを始めとして、主権の具体的権利として諸高権を列挙することは、レガリーエン（国王諸特権）論の影響

を受けて、当時の国家論にひろくみられる。もっとも、その内容、重点の置き方はそれぞれの論者によりかなり異なっていた。ヴォルフの挙げる諸高権のリストは、当時の国家論と比較してみても、かならずしも網羅的ではない。ただ、ヴォルフの考えではこれらのリストはあくまでも例示であり、公共善の実現のために必要とされる権利はすべて、国家主権に含まれるとみなされていた。⁽¹³⁹⁾

この国家主権が、国家とそれ以外の社会を区別するメルクマールとなるであろうか。さきに引用した箇所からすれば、ヴォルフが、国家と主権または国家主権概念とを密接に関連させているのは、まちがいない。国家に特徴的な属性として、絶対最高の国家主権を挙げることは、ボダン以来の主権論の系譜からしても、十分説得的である。もっとも、ヴォルフの主権概念の本質をどのように解するかについては、現在かならずしも見解の一致がみられるわけではない。たとえば、現在の一部のヴォルフ解釈者たちは、ヴォルフにはすでに国家主権と機関主権の区別がみられる、すなわち、最高権力の保持者がだれであれ、主権が抽象的な国家人格に帰属するという考え、いいかえれば、人民や君主を等しく包含する——そして、これらの者から切り離された——活動体としての国家にのみ主権が帰属するという考え——つまり機関主権と区別される国家主権概念——がみられる、と主張する。⁽¹⁴⁰⁾ 他方でこうした解釈に対しては、国家主権と機関主権との理論的な区別は、一九世紀の憲法闘争の時期になってようやく出現した、という有力な、しかも説得的な反対がなされている。⁽¹⁴¹⁾

ヴォルフの主権論についていまひとつ問題となるのは、その分割可能性、ひいては最高性である。具体的には、ヴォルフの主権論は、神聖ローマ帝国と領邦とがそれぞれの最高性を主張して対立する地ドイツにおいて発展していった主権論とどのような関係にあるのか、ということである。当時のドイツの国家論者たちにとって、神聖ローマ帝国と領邦との関係を国家論上どのように説明するか、端的にいえばいったいどちらが主権国家なのかという問題は、理論的にも、さらには、実際的な観点からも、緊急の解決を求められる重大な課題であった。⁽¹⁴²⁾ ところがヴォルフには、

この問題を正面から取り扱った著作物がないどころか、国家論や自然法論を取り扱った著作物の一部においてすら、この帝国・領邦問題を詳細に取り上げていない箇所はない。⁽¹⁴³⁾ただ、国家主権は「潜在的諸部分 (partes potentiales)」に分割可能であると述べている箇所はある。⁽¹⁴⁴⁾すなわち、諸高権をさまざまの担い手に分割することができるとしたのである。しかもヴォルフは、分割された諸高権を有するそれぞれの担い手について、分割された国家主権は最高であるとする。⁽¹⁴⁵⁾このような構成をとることにより、かれ自身がそのことを意識していたかどうかは不明であるが、帝国の権力も領邦の権力も最高の主権とみなすことを理論的に可能とした、と解することもできる。⁽¹⁴⁶⁾

以上のように、ヴォルフの国家主権論は、その本質をめぐって現在厳しい解釈の対立があるものの、かなり整備された理論構成をとっていたことはまちがいない。その意味では、この概念により、国家とそれ以外の社会とが区別されるのも十分可能であるかのように思われる。ところが、たとえばギールケに典型的にみられるように、ヴォルフには明確な主権概念が欠如していると批判する見解が有力に唱えられている。⁽¹⁴⁷⁾そこまで断言するのが正当であるかは疑問であるとしても、ヴォルフの主権論には、近代主権国家の下での公権力としての国家主権という色彩は、グロテウス⁽¹⁴⁸⁾と比べれば若干の進展はみられるとしても、なお希薄であるという事実には注意しなければならない。ヴォルフはたとえば『ドイツ政治学』において、両親が子供を統治する (regieren) 権利を父権 (väterliche Gewalt) と呼び、そして、統治者 (Oberkeit) と父親は類似しているの、統治者の主権 (支配権) (Gewalt) を説明するのにこの父権は有用である、と述べている。⁽¹⁴⁹⁾ヴォルフは、統治者、いかえれば主権者のこの権利を「最高支配権 (höchste Gewalt)」または「主権 (Souveränität)」と呼ぶが、⁽¹⁵⁰⁾主権と父権を類比させること、さらには、この二つの権利は同じくゲヴァルト Gewalt とよばれることからして、統治者の「最高支配権」または「主権」が、「父権」と本質をまったく異にする権利であるという認識が明確にヴォルフにあったとは考えられない。⁽¹⁵¹⁾さらにいえば、統治者||主権者が有する最高支配権||主権は、相対系列上の最高性を有するものにすぎず、それが唯一かつ排他的な公権力であって、家

父長などの他の自権者が有する権利がそれと本質を異にする私的権力である、という明確な区別は、ヴォルフにおいてもなおなされてはいない、といわざるをえない。この点は、イムペリウム imperium、イムペリウム・キィーウィー imperium civile というラテン語を用いる『自然法』においても基本的には同一である。以上のことからすれば、国家主権という概念で国家とそれ以外の社会とを区別することは、すくなくとも今日のわれわれの眼からすれば、かならずしも明瞭であるとはいえないことになる。

ところでヴォルフは、自然状態と国家状態という区別のほかに、原初的自然状態または原初的狀態と「後天的状態」との区別をすることもある。この後天的状態とは、人間が墮落していることを理由に原初的自然状態から必然的に移行する状態のことである。それは既得権と契約上の諸義務によって決定される倫理的状态である。この状態としては、後天的自然状態と国家状態の二つが考えられている。すなわち国家状態は、後天的状態ではあるが、自然状態ではない、ということになる。¹⁵²ここに明らかなように、国家状態と後天的自然状態とは、自然法上の権利義務が国家法上の権利義務かという相違はあるものの、等しく既得権と契約上の諸義務によって決定される倫理的状态なのである。いいかえれば、ヴォルフ自身の考えでも、国家状態と後天的自然状態とは、かならずしも本質をまったく異なる状態と捉えられているわけではないといえるのである。

まとめていえば、少なくともヴォルフの主観的意図としては、社会の目的——より正確には設立目的——公共善——、さらには、国家主権（支配権）、ということによって、国家||政治社会とそれ以外の社会とは、画然と区別されることになっていった。しかしながら、実際には、これら二つの基準のいずれもそうした区別をするには不十分といわざるをえない。ヴォルフにおいては、国家とそれ以外の社会との区別は、けっして本質的なものではなく、段階的なものにもすぎないのである。¹⁵³それは、後天的自然状態から国家状態への移行過程についての根本的な洞察が不十分であることに典型的にみられるように、ヴォルフの国家論自体が、論理的に詰めて考え抜かれた、完成度の高い理論ではかなら

ずしもなかった⁽¹⁵⁴⁾、ということを示しているとも捉えることができる。それはしかし、結局のところ、ヴォルフは、「もっとも完全な社会」と国家（＝政治社会）を捉えるという、アリストテレス以来の伝統の上に立っているということを示すものと捉えるのが至当である。すなわち、ヴォルフの国家＝政治社会は、夫婦社会・父子社会・主人と奴隷の社会のうちの二ないし三が結合してできる家＝複合的小社会が、いくつか結合してできる複合的大社会である。つまりそれは、もろもろの社会の頂点に立つ、それ自体社会と観念される結合体なのである。いいかえれば、当時のドイツの多くの自然法的国家論者にみられたのと同じく、⁽¹⁵⁵⁾「(合理的な支配と行政の) 組織としての国家と、臣民団体としての社会の区別」をはっきりせずに、国家を家父長＝自権者からなる政治社会と捉えるという、政治社会＝国家論の伝統の上に、ヴォルフもまた基本的には立脚していたのである。⁽¹⁵⁶⁾

- (1) JG, §.25n.
- (2) JG, Praefatio.
- (3) Ratio, sec. II. cap. VIII, §.9.
- (4) Ratio, sec. II. cap. VIII, §.2.
- (5) JG, §.7.
- (6) JG, §.8. なお、この節の表題は、「社会 (societas)」ではなく、「国家 (civitas)」という言葉が用いられている。
- (7) JG, §.9.
- (8) JG, §.10.

(9) 前節の注(2)で述べたように、一七二三年の「ヴォルフ事件」を境として、独文に代わって羅文による著作が多くなる(なぜヴォルフが当時の学者の間で依然として一般的であった羅文ではなく独文で書いたかについては、たとえば、Nachricht, Kap. II, §§. 15-6 参照)。独文著作群と羅文著作群との間に内容的な相違があるかについては、現在解釈者の間で一致がみられない。たとえば、W. Frauendienst, *Christian Wolff als Staatsdenker* (Berlin, 1927), S.12; H.D. Engelkemper, *Recht*

- und Staat bei Christian Wolff (Dissertation; Würzburg, 1966), S.26-7; A. Dufour, *Le mariage dans l'école allemande du droit naturel moderne au XVIII^e siècle: Les sources philosophiques de la Scolastique aux lumières—La doctrine* (Paris, 1972), p.178; E. Stipperger, *Freiheit und Institution bei Christian Wolff (1679-1754). Zum Grundrechtsdenken in der deutschen Hochaufklärung* (Frankfurt/M., 1984), S.7-19 など参照。よのむを「トマス・ハーバーガーは『実践哲学』(1713)の二つの著作群は区別すべきものである」といって「生得的権利」といって考へた『自然法』において初めて扱われた」といふこと (Ibid., insb. 19)。
- (10) ヴォルフの国家論のちもちもな論点について簡潔に要領を述べたのが Ch. Link, "Die Staatstheorie Christian Wolffs," W. Schneiders (Hrsg.), *Christian Wolff 1679-1754. Interpretationen zu seiner Philosophie und deren Wirkung mit einer Bibliographie der Wolff-Literatur* (2.Aufl.; Hamburg, 1986), S.171-92 などを。
- (11) 自然状態論' ちひなな社会契約論一般について J. W. Gough, *The Social Contract: A Critical Study of its Development* (2nd ed.; Oxford, 1963); A. Voigt (Hrsg.), *Der Herrschaftsvertrag* (Neuwied am Rhein, 1965); M. Stolleis, *Staatsraison, Recht und Moral in philosophischen Texten des späten 18. Jahrhunderts* (Meisenheim am Glan, 1972), S.11-41; R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps* (2^e éd.; Paris, 1974), pp.125-71 (R・ツァラテ (西嶋法友訳)『ルソーとその時代の政治学』(九州大学出版会' 一九八六年)' 一一三—一五八頁); H. Hofmann, "Zur Lehre vom Naturzustand in der Rechtsphilosophie der Aufklärung," *Rechtstheorie*, XIII (1982), S.226-52; 福田歓一『近代政治原理成立史序説』(岩波書店' 一九七一年): 飯坂良明他編『社会契約論——近代民主主義思想の源流——』(新評論' 一九七七年) など参照。
- (12) Vgl. Ch. Link, *Herrschaftsordnung und bürgerliche Freiheit. Grenzen der Staatsgewalt in der älteren deutschen Staatslehre* (Wien etc., 1979), S.139f.; Link (Anm.10), 172-3.
- (13) JN, I, §.123.
- (14) JN, I, §.124.
- (15) JN, I, §.127.
- (16) JN, I, §.128.
- (17) JN, I, §§.17, 17n.
- (18) JN, I, §.26; Institutiones, §.74. 前節で述べたように、義務は権利に先行する (JN, I, §.24)。また、「生得的権利は自然に

よって人間に内在する」(JN, I, §.34)と述べている箇所もある。

- (19) JN, I, §§.18, 18n; Institutiones, §.100.
 - (20) JN, I, §. 35.
 - (21) JN, I, §. 39.
 - (22) JN, I, §. 37.
 - (23) JN, II, §.336; III, §§.399-406; Institutiones, §.100.
 - (24) JN, I, §.130.なお、JN, II, §.36n 参照。
 - (25) JN, I, §.143.
 - (26) JN, I, §.144.
 - (27) JN, I, §.162.
 - (28) JN, I, §.163.
 - (29) JN, I, §.145.
 - (30) JN, I, §.918; Institutiones, §.89.
 - (31) JN, I, §.903; Institutiones, §.82.
 - (32) ザウターは、数ある生得的権利は、平等、自然的自由、安全に対する権利、人道上の諸責務を要求する権利の四つに大別されることを (J. Sauter, *Die philosophischen Grundlagen des Naturrechts. Untersuchungen zur Geschichte der Rechts- und Staatslehre* (Wien, 1932), S.181)。
- なお、すでに「はじめに」でも述べたように、このヴォルフの「生得的権利」の性質をどのように捉えるかについては、現在ヴォルフ解釈者の間で厳しい解釈の対立が存在する。すなわち、一方では、それは支配者にとってせいぜい制裁を欠いた道徳的命令にすぎないのであって、臣民の自由が認められていたわけではけっしてない、とする説がある。これに対して、ヴォルフの生得的権利は自由主義的自由概念を表しているものであって、ヴォルフにおいて最初の人権カタログが作成された、とする説がある。この問題については、比較的最近をみてみると、相当数の論文が公表されており、現在のヴォルフ研究の一つの重点領域となっている。この問題をめぐる論争については、Stippenger (Anm.9), 22-8; E. Hellmuth, *Naturrechtsphilosophie und bürokratischer Werthorizont. Studien zur preussischen Geistes- und Sozialgeschichte des 18. Jahrhunderts* (Göttingen, 1985), S.62-78; Link (Anm.10), 171, 187; D. Klippel, "Persönlichkeit

und Freiheit. Das 'Recht der Persönlichkeit' in der Entwicklung der Freiheitsrechte im 18. und 19. Jahrhundert," G. Birtsch (Hrsg.), *Grund- und Freiheitsrechte von der ständischen zur spätbürgerlichen Gesellschaft* (Göttingen, 1987), S.278-80 など参照。この問題は、既得権や契約上の義務をどのように捉えるかともからんでくる。すなわち、原初的自然状態における生得的権利は、後天的自然状態における既得権や契約上の義務によって制限を受けることになるのか、いいかえれば、生得的権利は譲渡可能なのか、ということである。というのも、ヴォルフはたとえば、自然的自由とは明らかに反すると考えられる、奴隷制を後天的自然状態においては認めているからである。また、この論点とは別に、既得権と身分制の特権との関係も争われている。すなわち一方では、次のような主張がなされている。所有権を中心とする既得権は、レーエン制や奴隷制を含む、身分制秩序におけるもろもろの権利や特権や要求や権限を含んでいた。そして、「だれもその意思に反して既得権を奪われるようなことはありえない」(JN, II, §.336; Institutiones, §.100)とされることから明らかかなように、ヴォルフの既得権の理念は、実際には「そうした身分的な特権を保護するという機能を有していた」という解釈である (Stipperger (Ann.9), 59-80; Hellmuth, *op. cit.*, 78-95; 玉井克哉「ドイツ法治国思想の歴史的構造(四)」『国家学会雑誌』一〇四巻五・六号(一九九一年)、二一四頁。村上淳「近代法の形成」(岩波書店、一九七九年)、六五—二九頁をも参照)。これに対して、ヴォルフの人権的側面を強調する論者たちは、生得的権利の方を既得権よりも上位に置くか (J. Garber, "Vom 'ius connatum' zum 'Menschenrecht'. Deutsche Menschenrechtstheorien der Spätaufklärung," R. Brandt (Hrsg.), *Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel 1981* (Berlin/New York, 1982), S. 126-7) '既得権はほとんど注意を払わなう(たゞゞゞ' H.M. Bachmann, *Die naturrechtliche Staatslehre Christian Wolffs* (Berlin, 1977); M. Thomann, "Introduction," JG [G. W.J.], *Id.*, "Christian Wolff," M. Stolleis (Hrsg.), *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert. Reichspublizistik, Politik, Naturrecht* (2. Aufl.; Frankfurt/M., 1987) などでは、この権利についての言及がほとんどみられない)。

- (33) JN, I, §.560n.
- (34) JN, II, §.9.
- (35) JN, II, §.10.
- (36) JN, II, §§.11, 39.
- (37) JN, II, §.4.
- (38) ただし、物の使用はすべての人に完全に同一というわけではなく、その人の必要の程度による、ということには注意しな

ければならない (JN, II, §.33)。

- (39) JN, II, §.57.
- (40) JN, II, §.58.
- (41) ヴォルフにおいては、「原初的狀態」と「原初的自然狀態」とは同一であると捉えられる。「原初的狀態」という用語は、とくに「後天的狀態」と対立させられる場合に用いられる (Vgl. JN, I, §§.128-9)。
- (42) JN, II, §.57n. このようなヴォルフのホッブズ理解は、しかしながら、かならずしも正確であるとは言い難い。というのも、ホッブズが自然狀態を戦争狀態として叙述しているのはたしかだが、その戦争狀態としての自然狀態において個人は、「平和を獲られないときは、戦争のすべての手段と利便とを求め、また、用いてさしつかえない」という「自然權」——自己防衛、自己防衛の手段、さらには、なにご自己防衛に必要であるかの判定をも含む——を有するとされているからである。いうまでもなく、ヴォルフの「生得的權利」とホッブズの「自然權」とはまったく同一の概念というわけではないが、それにしても、ホッブズが「生得的權利」——ヴォルフの定義によれば、自己防衛の權利もこれに含まれる。Vgl. JN, I, §.973; Institutiones, §.90 ——にまったく目を向けていない、という批判はミスリーディングであろう。福田・前掲書(注11)‘四三—六九頁参照。
- (43) 「原初的自然狀態には平和が帰属する。」(Institutiones, §.102)
- (44) すべての行為が、義務・權利に合致しているときに、その人間は「完全」であるといわれる (JN, I, §.75)。
- (45) JN, I, §.129n. ただし、空気、水などのように、一定の物は、共有物のまま残る (JG, §.88)。
- (46) たとえば、K. Seelmann, *Die Lehre des Fernando Vazquez de Menchaca vom dominium* (Köln etc., 1979), S.112-26; 伊藤不二男『ビトリアの國際法理論』(有斐閣、一九六五年)‘八一—二頁など参照。
- (47) たとえば、F. Wiacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung* (2. Aufl.; Göttingen, 1967), S.291-3 (F. ヴィーアッカー (鈴木祿弥訳)『近世私法史——特にドイツにおける発展を顧慮して——』(創文社、一九六一年)‘三三八—四一頁); D. Schwab, Artikel “Eigentum,” O. Brunner et al. (Hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland* (Stuttgart, 1975), II, 10 など参照。なおプロテウスは、『戦争と平和の法について』において、所有權の発生を人間の合意に基礎づけるとともに、歴史的展開として叙述することもある。これら両者の理論的な接合が十分なかたちではなされていないことについては、柳原正治『所有權・支配權』大沼保昭編『戦争と平和の法——フーコー・プロテウスにおける

戦争、平和、正義——』(東信堂、一九八七年)、二二九—三〇頁参照。

- (48) プーフェンドルフは、著作により自然状態についてさまざまな見解を述べているが (Vgl. H. Denzer, *Moralphilosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf. Eine geistes- und wissenschaftsgeschichtliche Untersuchung zur Geburt des Naturrechts aus der Praktischen Philosophie* (München, 1972), S.99-127)、「自然状態」と「後天的状態」の区別をするところもある (JNG, I, i, 7; S.Pufendorf, *De officio hominis & civilis, juxta legem naturalem libri duo* (ed.5; Cambridge, 1682) [The Classics of International Law, 10-1] (New York, 1927), II, i, 2. 以下で引用するところには、De officio と略称する)。その「後天的状態」とは、人間のなんらかの行為により人間がおかれている状態のことであり、たとえば婚姻がそれにあたるとされる (*Ibid.*, II, iii, i)。ただ、これ以上の状態についての説明はない。この状態は、自然状態とははっきりと区別されるものの、国家状態との関係はかならずしも明確にはなっていない(なお、S. Pufendorf, *Eris scandica qua adversus libros de jure naturali et gentium objecta diluuntur* (Frankfurt/M., 1686), p.398 をも参照)。
- ヴォルフは、このプーフェンドルフによる区別を知っていたと想像されるが、本文で述べたことから明らかのように、両者の区別の仕方はかなり異なっている。

なおグマッハには、プーフェンドルフにすでにこうした自然状態の二分の考え方がみられる、と述べているかのようには解される箇所があるが (G. Gmach, *Staat und Kirche bei Christian Wolff* (Dissertation; München, 1975), S.3)、「根拠となる原典は挙げられていない。むしろには、プーフェンドルフの自然状態論を詳論している箇所では、プーフェンドルフがそうした区別をしているとは述べていない」(*Ibid.*, 201-2)。

- (49) ヴォルフは、『自然法』においては、Civitas (= Staat), Respublica (= Gemeines Wesen), Gens または Populus (= Volk), Cives を区別して用いている。すなわち、複数の家が結合した社会が Civitas であり (JN, VIII, §.4)、「その Civitas に国家目的が設定されて一つの国制を備えるようになったとき」Respublica となる (JN, VIII, §.16)。「もともと、ヴォルフの独文著作において、Staat と Gemeines Wesen の区別はなされていなく (Vgl. Engelkemper (Anm.9), 112f.)。また、Gens または Populus ではなく、Civitas を結合した人間の集合体を指す (JN, VIII, §.5)」「Cives ではなく、Civitas の構成員、個人 (singuli) の個人である (JN, VIII, §.6)。「『国際法』」においては、『要論』においては、以上の区別は、原則として維持されている (Vgl. JG, §.2; Institutiones, §§.973-4)。「もともと、『国際法』においては、Gens または Gentes という用語が、Civitas または Respublica よりも多用されている。本論文では、特別の場合を除き、Civitas, Respublica, Gens, Populus, Staat, Gemeines Wesen, Volk ではなく、『国家』と訳すことにする。なお、「政治社会であるのは国民

『市民国家 (societas civilis sive populus sive res publica)』という表現がトマス・アクィナスやスアレスにもなみられる。『国家』国民』社会と同しと捉えられ (O. Brunner, "Die Freiheitsrechte in der altständischen Gesellschaft," *Id., Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte* (2. Aufl.; Göttingen, 1968), S.188 (O・ブナンナー (石井紫郎他訳)『モローハン——その歴史と精神』(岩波書店)一九七四年) 一一八―一四頁)。Vgl. M. Stolleis, "Untertan—Bürger—Staatsbürger. Bemerkungen zur juristischen Terminologie im späten 18. Jahrhundert," M. Stolleis, *Staat und Staatsräson in der frühen Neuzeit. Studien zur Geschichte des öffentlichen Rechts* (Frankfurt/M., 1990), insb. S.303-4) 『モリス・トナー以来の』国家—政治社会論の伝統が長くモローハンを支配して来たのである。『バートン』も基本的にはこの伝統の上で展開して来たとはいえない。本節—国家参照。

- (50) 『ドナルド』 De notione, §§.21, 26; JN, VIII, §§.6, 6n, 393n; JG, §.15n; Institutiones, §.974. 『ユートン政治学』を参照して、『ドナルド』の "die bürgerliche Gesellschaft" という言葉を用うのである (『ドナルド』「概念」論文の独訳(前節の注(3)参照)と『歌集』の独訳(Grundsätze des Natur- und Völkerrechts, worin alle Verbindlichkeiten und alle Rechte aus der Natur des Menschen in einem beständigen Zusammenhang hergeleitet werden (übers. von G. S. Nikolai; Halle, 1754) などを) の独訳を参考に) 自身の校訂や改訂をする。Vgl. W. Dzialis, *Christian Wolffs Völkerrechtstheorie. Herkunft und Wirkung* (Dissertation; Erlangen, 1956), S.1) 『ドナルド』の言葉を用うのである。

- (51) Dt. Politik, §.213; JN, VIII, §.4; Institutiones, §.972 などを) JG, §.86 参照。
- (52) JN, VII, §.1147. 二つの社会タイプを統合した家を「完全な家 (perfecta domus)」二つの社会からなる家を「不完全な家 (imperfecta domus)」と捉えられ (Ibid.)。

- (53) JN, VII, §.270.
- (54) JN, VII, §.633.
- (55) JN, VII, §§.1133-4.
- (56) JN, VII, §.5.

- (57) G. W. Leibniz, "Die natürlichen Gesellschaften," G. Grua (éd.), *G. W. Leibniz: Textes inédits* (Paris, 1948), II, 600-3.
- (58) Vgl. O. v. Guericke, *Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien. Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Rechtssystematik* (2. Aufl.; Breslau, 1902), S.102-3; 榎田・前掲書(社二) 一一三—一四一頁。などを) 後注(59)参照。

- (59) JN, VII, §.335.
- (60) JN, VII, §.664.
- (61) JN, VII, §.1115.
- (62) たとえば、ホフマンは「後天的自然状態」という項目の下に「中間団体」を扱っている (R. Hoffmann, *Die staatsphilosophischen Anschauungen Fr. Chr. Wolffs mit besonderer Berücksichtigung seiner naturrechtlichen Theorien* (Leipzig, 1916), S.46-57)。また、ホップズを例外として当時の思想家たちが「自然状態における社会」つまり自然社会を構想していたことは、Derathé (Ann.11), 126 (邦訳「一一四頁」)参照。
- (63) JN, VII, §.1.
- (64) 充足理由律と矛盾律の二つがヴォルフにおける認識の基本原則であることについては、たとえば、E. Cassirer, *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit* (Berlin, 1922), II, 546ff.; Dzialas (Ann.50), II, 546ff. 参照。
- (65) JN, VII, §.1n.
- (66) JN, VII, §.138n.
- (67) JN, VII, §.634.
- (68) 第一節で述べたように「合意 (pactum) と契約 (contractus) が同一のものであると考えられる以上 (JN, III, §.794) 準契約 (quasi contractus) と準合意 (quasi pactum) は、基本的には同一と捉えられる。ただ、以下本文で述べるように「準契約」としては「事務管理」後見など一定の類型のものが考えられている。
- (69) この準契約の概念自体は「古代ローマ法にその沿革を有している。ただ、ローマ法大全においては「準契約から (ex quasi contractu) ではなく、「いわば契約から (quasi ex contractu)」となっており、「準契約」という言葉自体は、テオフィリスの『法学提要希臘語義解』において初めて登場する (“quasi contractum”) ということには、留意すべきである (Th. Mayer-Maly, “Divisio obligationum,” *Irish Jurist*, II-2 (1967), p.377. なお、M. Radin, “The Roman Law of Quasi-Contract,” *Virginia Law Review*, XXIII (1937) 参照)。

ヴォルフの生きていた時代に、この準契約なる概念は論争の的となっていた。一方では、ヴォルフらのように「想定された合意ということ」で準契約を正当化するグループがあった。また、バイエルンのマクシミリアンの民法典においても、第四部第一三章において準契約の存在が認められている (Mayer-Maly, *op. cit.*, 384. なお、W. X. A. F. v. Kreittmayr,

Anmerkungen über den Codicem Maximilianum bavaricum civilem (München, 1821), T. IV, K.13)。また「ローマ法大全においても、契約より発生する債務に準じる債務 (obligationes quasi ex contractu) が存在するにすぎず、また、想定された合意なるフュクシオンは無意味であるとして、準契約を否定するグループも存在していた (Vgl. C. F. Glück, *Ausführliche Erläuterung der Pandecten nach Hellfeld. Ein Commentar über meine Zuhörer* (Erlangen, 1796), IV, 233-44; A. D. Weber, *Systematische Entwicklung der Lehre von der natürlichen Verbindlichkeit und deren gerichtliche Wirkung* (4. Aufl.; Leipzig, 1811), S.17-27, 65-80)。

- (70) JN, V, §§.504, 504n.
 (71) JN, V, §.505.
 (72) JN, V, §.504n.
 (73) *Institutiones*, §.688. 及び JN, V, §§.506-8 参照。
 (74) JN, V, §§.512-52.
 (75) JN, V, §§.553-6.
 (76) JN, V, §§.557-9.
 (77) JN, V, §§.561-2.
 (78) JN, V, §§.564-9.
 (79) JN, V, §§.570-99.
 (80) JN, VII, §§.850, 850n.
 (81) ただし、家については、合意または準合意によるという、明確な言及がない。また、すぐ後に本文で述べるように、ヴォルフにおいては準合意による社会成立は、自然による社会設立と同一視されており、したがって、ヴォルフは「中間団体」を完全に契約論的構成によって説明し尽くしているわけではない、ということには注意しなければならない。
 (82) 責務とは、法律に従って行為を決定するよう義務づけられているかぎりでの、法律に従って決定された行為のことを指す (PPU, I, §.224; *Institutiones*, §.57)。ヴォルフの責務概念については、J. Gelfert, *Der Pflichtbegriff bei Christian Wolff und einigen anderen Philosophen der deutschen Aufklärung mit Rücksicht auf Kant. Ein Beitrag zur Geschichte der Ethik des 18. Jahrhunderts* (Dissertation; Leipzig, 1907), S. 4-33 参照。
 (83) PPU, I, §.226; *Institutiones*, §.57. それぞれについて詳しくは、JN, I, §§.169-1263 参照。プーフェンドルフについては、た

「De officio, I, iv-v 参照 (ただし JNG, I, vi, 7; iv をも参照)。」

- (84) JN, I, §.608; Institutiones, §.133.
- (85) JN, I, §.612; Institutiones, §.134.
- (86) JN, I, §.618; Institutiones, §.136.
- (87) JN, I, §.639; Institutiones, §.139.
- (88) JN, I, §.640; Institutiones, §.141.
- (89) JN, I, §.655; Institutiones, §.61.
- (90) JN, VII, §.139n.
- (91) JN, I, §§.180, 673 etc.
- (92) JN, VII, §.138.
- (93) JN, VII, §.142.
- (94) JN, VII, §.150.
- (95) JN, VII, §.152.
- (96) JG, Dedicatio.
- (97) JN, VII, §.139.
- (98) 「人は、その能力、労働、助力、それに実例、を提供することによって、さまざまなかたちで他人に尽くすように義務づけられている。そして、『「ドイツ」倫理学』において扱った、他人に対する責務が、そのようなことを全体として十分に裏付ける。ところで人は、一人孤独なかたけで生きていては、そうした義務を十分果たすことはできない。また、孤独なかたけで生きていては、およそ可能なかぎり完全なものにするよう義務づけられている他の人びとのなかで生きてるときよりも、自己自身の状態を完全なものにすることはできない。そこで人は、他の人びとから離れて動物のように一人で生きることは許されていない。」(Dt. Politik, §.1)
- (99) JN, VII, §.142n.
- (100) JN, VII, §§.142, 142n.
- (101) Vgl. W. Röd, *Geometrischer Geist und Naturrecht. Methodengeschichtliche Untersuchungen zur Staatsphilosophie im*

17. und 18. Jahrhundert (München, 1970), S.146. なお、次節で述べるように、ヴォルフは、世界国家の叙述にあたっては、若干後退した発言をしている。また、『ドイツ政治学』においては、準合意への言及がみられないことにも注意する必要がある。

- (102) M. Riedel, *Metaphysik und Metapolitik. Studien zu Aristoteles und zur politischen Sprache der neuzeitlichen Philosophie* (Frankfurt/M., 1975), S.233-4; *Id.*, Artikel "Gesellschaft, bürgerliche," Brunner (Anm.47), 744-6; H. Bockerstette, *Aporien der Freiheit und ihre Aufklärung durch Kant* (Stuttgart-Bad Cannstatt, 1982), S.121-3. なお、M. Wundt, *Die deutsche Schulphilosophie im Zeitalter der Aufklärung* (Tübingen, 1945), S.175 参照。また、後注(107)をも参照。

(103) JG, §.7n.

(104) JG, Dedicatio.

(105) もっとも、後天的自然状態における自然大社会が、そこに存在する部分社会とどのような関係に立つかについては、かならずしも明確にはされていない。すなわち、後天的自然状態においては、さまざまな中間団体が存在し、両親と子供、主人と奴隷の間のように、従属関係が一部では成立している。ところが、すべての人間から構成される自然大社会は、あくまでも平等な社会と捉えられている。単純に考えれば、ここには矛盾が存在することになる。これを矛盾と解さないためには、自然大社会の構成員としての身分関係と、それぞれの部分社会の構成員としての身分関係とは別物である、という認識が必要となる。

(106) ここにおいて、ロックとの関連が注目される。というのも、ロック自身が「自然大共同体 (great and natural Community)」について述べている箇所があるからである。ロックによれば、人間は自然状態において、無邪気な楽しみに関する自由のほか、二つの権力を有している。

「第一は、自然法の許容範囲内でかれ自身および他人の保存のために、適当と考えるあらゆることをなすいうことである。かれらすべてに共通のこの法によれば、かれと他の人類全部とは一つの共同体 (Community) であり、他のすべての生物から区別された一つの社会 (society) を作り上げる。そして、墮落した人間の腐敗や悪徳がなければ、これ以外の社会は必要ではなかったであろう。すなわち、人びとがこの自然大共同体から分離し、人為的な合意によって、より小さないくつかに分かれた部分社会 (associations) へと結合する必要はなかったであろう。」(J. Locke, *Two Treatises of Government* (2nd ed. by P. Laslett; Cambridge etc., 1970), Book II, Chap. 9, §.128) (J・ロック (鶴飼信成訳)『市民政

府論』(岩波書店、一九六八年)、一三〇頁)(これが第一の権力であり、第二の権力は、自然法に反する罪を罰する力である。)

ロックにとつての自然状態は、その「あらゆる特権」にもかかわらず、「悪しき状態(ill condition)」とされる。したがって、人類は一刻も早く社会を作るように駆り立てられることになる(*Ibid.*, §127 (邦訳、一二九頁))。そこで人が自然状態において有する権力、すなわち、「自然法の許容範囲内でかれ自身および他人の保存のために、適当と考えるあらゆることをなしうる」権力を用いて、人類が形成した共同体が、「自然大共同体」なのである。ここに、「個人が論理的に自己完結するとき、彼の自由は拘束の不存在から理性の自己決定に転化し、ここにロックの自然状態は、実力に代えて言語象徴が個人の関係を律する社会『偉大な自然社会』に転化し」たと言われる(福田・前掲書(注11)、二八八頁)。

もっとも、ロックとヴォルフの間には社会・国家の本質の点で差異があるのは別としても、ロックの「自然大共同体」は、自然状態と政治社会の成立との間に存在するものである点において、ヴォルフの自然大社会とは根本的に異なる。
(107) Dt. Politik, §213; JN, VIII, §4; Institutiones, §972. なお、JG, §86 参照。

ヴォルフが、国家形成について以下のように述べている箇所があることには注意する必要がある。
「たしかに人間の行為〔つまり社会契約〕により国家は形成された。しかし、それゆえに国家がたんなる人間の制度であるということとはできない。というのも、自然法そのものがこの行為を強要しており、また、その行為に対する権利を与えているのであり、そこで、われわれは国家を形成するとき、われわれの義務を果たしていることになるし、また、われわれの権利を行使していることにもなるからである。」(JN, VIII, §26n)。

ヴォルフはここで、国家形成が社会契約によるものであることと同時に、自然法そのものも国家形成を求めていることを明らかにしている。なお、D. Klippel, *Politische Freiheit und Freiheitsrechte im deutschen Naturrecht des 18. Jahrhunderts* (Paderborn, 1976), S.45 参照。

(108) 福田は、イギリスの社会契約論者の場合には、自律的な個人が契約当事者であるのに対して、大陸自然法学者の場合には、家長であり、「中間団体」の排除がなされていない、それがひいては構成原理としての社会契約か、解釈原理としてのそれか、という大きな相違を生み出すとみる(福田・前掲書(注11)、二二一―四一頁)。これに対して、ホッブズの場合であっても、完全に無記な個人を想定しているわけではなく、自権者としての家長を考えているという指摘がなされている(*Riedel* (Ann.102 [Gesellschaft]), 734-8 (邦訳、三二―八頁)・村上・前掲書(注32)、四頁・成瀬治『近代市民社会の成立——社会思想史的考察——』(東京大学出版会、一九八四年)、一〇〇―七頁。なお、大沼「戦争」大沼・前掲書(注47)、一三

七頁を参照。

(10) 前注(11)参照。

(11) 個人と国家の相互関係 Engelkemper (Anm.9), 118-9; Bachmann (Anm.32), 128-9; Link (Anm.10), 174; 家父長国家の成立と発展 G. Namslau, *Rechtfertigung des States bei Christian Wolff* (Dissertation; Berlin, 1932), S.44-6, 68-9; Riedel (Anm.102 [Gesellschaft]), 744-6 (邦訳「四五—八頁」); Gmach (Anm.48), 81, 101-2。ただし「トーマスは、ヴォルフの考えによれば個人も国家契約に参加できるが、そのための途は与えられつつある」とする (*Ibid.*, 102)。

(12) Namslau (Anm.110), 44; Bachmann (Anm.32), 128; Link (Anm.10), 174.

(13) JN, VIII, §.4. 参考 JN, VIII, §8.6, 6n, 14, 28; Institutiones, §.977 を参照。

(14) Dt. Politik, §.213; JN, VIII, §8.4, 14; Institutiones, §.972.

(15) 参考 Frauendienst (Anm.9), 99-103; Riedel (Anm.102 [Gesellschaft]), 745 (邦訳「一一一頁」); Bachmann (Anm.32), 129-32; R. Lieberwirth, "Die staatsrechtlichen und verfassungsrechtlichen Anschauungen von Christian Thomasiaus und Christian Wolff," H. M. Gerlach et al. (Hrsg.), *Christian Wolff als Philosoph der Aufklärung in Deutschland. Hallesches Wolff-Kolloquium 1979 anlässlich der 300. Wiederkehr seines Geburtstages* (Halle, 1980), S. 79-81; Thomann (Anm.32 [Wolff]), 267-8 を参照。

(16) Gmach (Anm.48), 98-100.

(17) JN, VIII, §8.10-3; Institutiones, §.972. 『ドイツ政治学』でいうところの「公共の福祉」は「生活の充実」に「また」「安全」は「静穏」に「対内的な安全」および「安全」に「対外的な安全」に対応していると捉えられる (Dt. Politik, §8.214-5)。また「ヴォルフは、この二つ——なごい静けさ——の目的をわけて「安寧 (salus)」(JN, VIII, §.17; Institutiones, §.972) ではなく「福祉 (Wohlfahrt)」(Dt. Politik, §8.3, 214) と区別する。Vgl. Engelkemper (Anm.9), 151-2; Bachmann (Anm.32), 123-4; P. Preu, *Polizeibegriff und Staatszwecklehre. Die Entwicklung des Polizeibegriffs durch die Rechts- und Staatswissenschaften des 18. Jahrhunderts* (Göttingen, 1983), S.108-10.

なお、それぞれの国家目的の具体的内容をどのように理解するか、また、いずれの国家目的を優先させるかによって、ヴォルフの国家像をどのように捉えるか、さらにはヴォルフは臣民の自由をどこまで認めていたか、に違いが出て来ることになる。この点についても、ヴォルフ解釈の間では一致がみられない。ヴォルフの国家目的論については、たとえば Bachmann (Anm.32), 208-51; H. Wessel, *Zweckmäßigkeit als Handlungsprinzip in der deutschen Regierungs-*

- Verwaltungslehre der frühen Neuzeit* (Berlin, 1978), S.135-49; Link (Anm.12), 132-55; U. Scheuner, "Die Staatszwecklehre und die Entwicklung der Verwaltung im deutschen Staat des 18. Jahrhunderts," *Gedächtnisschrift für Hermann Conrad* (Paderborn etc., 1979), S.480-3; Stipberger (Anm.9), 81-98; Hellmuth (Anm.32), 27-38; Link (Anm.10), 173-4; 玉井克哉「ドイツ法治国思想の歴史的構造(二)」『国家学会雑誌』一〇三卷一一・一二号(一九九〇年) 五一—五頁など参照。
- (117) JN, VIII, §.1.
- (118) Bachmann (Anm.32), 127-8.
- (119) Dt. Politik, §§.212-3.
- (120) JG, §.9.
- (121) JN, VII, §.11: Institutiones, §.837.
- (122) JN, VIII, §.9.
- (123) Vgl. JN, VII, §§.270, 633, 1133-4, 1152.
- (124) たとえば' Wessel (Anm.116), 22-9, 77-96, 109-13; Scheuner (Anm.116), 470-1; 稻垣良典『トマス・アクィナスの共通善思想——人格と社会——』(有斐閣 一九六一年)・ダントレーヴ(石上良平訳)『国家とは何か——政治理論序説』(みすず書房 一九七二年)・八六—七、一九六—七、二七二—八一頁・村上・前掲書(注32)・五〇—三、一三四—六頁など参照。
- (125) Vgl. Dt. Politik, §.201. なお' Stipberger (Anm.9), 85-98 参照。
- (126) Preu (Anm.116), 103.
- (127) JN, VIII, §.32n.
- (128) 「幾何学的方法」ということからすれば当然のことだが、ヴォルフは「三角形の例をよく引く。たとえば' JN, III, §.366n 参照。
- (129) JN, VIII, §.32. "potestas civilis" とはインシテューション (Institutiones, §.979)° "imperium civile" とはインテリゲンツ (Intelligenz, §.979)° と同じ用語は' プーフマン『ドイツの政治学』(JNG, VII, iii, 5)° Vgl. Derathé (Anm.11), 383 (R・ツァラテ(西嶋法友訳)『用語法の諸問題と基本的な諸概念』『経営と経済』六五巻四号(一九八六年)・一四三—四頁)。
- (130) Dt. Politik, §.441.
- (131) JN, VIII, §.32.

- (132) JN, VIII, §.29n.
 (133) JN, VIII, §.33.
 (134) JN, VIII, §.57; Institutiones, §.981.
 (135) JN, VIII, §.35.
 (136) JN, VIII, §.77; Institutiones, §.973.
 (137) JN, VIII, §.60; Institutiones, §.1042.
 (138) JN, VIII, §§.61n, 809-964; Institutiones, §§.1042-67.
 なお、上記の近代国家の成立について、大なる役割を担ったのが立法権であることについては、たゞ M. Stolleis, "Condere leges et interpretari. Gesetzgebungsmacht und Staatsbildung in der frühen Neuzeit," Stolleis (Anm.49), 167-96 参照。佐々木毅『主権・抵抗権・寛容——ジャン・ボダンの国家哲学——』（岩波書店、一九七三年）の一〇二—四頁を参照。
 (139) Vgl. Bachmann (Anm.32), 141-4; Link (Anm.10), 182-3.
 (140) Bachmann (Anm.32), 135-6; Lieberwirth (Anm.114), 224.
 (141) Link (Anm.10), 179; Stipperger (Anm.9), 110.
 (142) 上記のフツツは、F. J. Berber, "International Aspects of the Holy Roman Empire after the Treaty of Westphalia," *Indian Year Book of International Affairs*, II (1964), 174-83; A. Randelzhofer, *Völkerrechtliche Aspekte des Heiligen Römischen Reiches nach 1648* (Berlin, 1967), *passim*; B. Rieder, *Die Entscheidung über Krieg und Frieden nach deutschem Verfassungsrecht. Eine verfassungshistorische und verfassungsdogmatische Untersuchung* (Berlin, 1984), S.22-88; F. H. Hinsley, *Sovereignty* (2nd ed.; Cambridge etc., 1986) pp.126-57; H. Quaritsch, *Souveränität. Entstehung und Entwicklung des Begriffs in Frankreich und Deutschland vom 13. Jh. bis 1806* (Berlin, 1986), S.66-91; M. Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland* (München, 1988), I, 174-86, 225-67 等を参照。
 (143) 帝国全体を「一つの国家 (ein Staat)」と見做すことは、上記の種々の邦々の種々の邦々 (Dt. Politik, §.484) であり、Stipperger (Anm.9), 125-6 参照。
 (144) JN, VIII, §.63; Institutiones, §.983.
 (145) JN, VIII, §.65; Institutiones, §.983.

- (46) Link (Anm.10), 178-9. *など* Bachmann (Anm.32), 147-54 参照。
- (47) Gierke (Anm.58), 187. *など* Hoffmann (Anm.62), 78-9 参照。
- (48) シロネ・ヤスビ(じゅびな) 柳原・前掲論文(注47) 二六七—七〇頁をみよ。
- (49) Dt. Politik, §§.264, 435.
- (50) Dt. Politik, §.441.
- (51) Vgl. Böckerstette (Anm.102), 129-30.
- (52) J.N.I, §§.128n, 129n.
- (53) Vgl. Röd (Anm.101), 138, 144; Böckerstette (Anm.102), 130; Stipperger (Anm.9), 81. *など* Hellmuth (Anm.32), 49-53 *など* 参照。
- (54) Vgl. Röd (Anm.101), 142-3.
- (55) Gierke (Anm.58), 102-3; Scheuner (Anm.116), 480.
- (56) Riedel (Anm.102 [Gesellschaft]), 738-46 (邦訳 三九—四八頁); 村上・前掲書(注32) 四頁。R. Vierhaus, "Politische Bewußtsein in Deutschland vor 1789," *Id., Deutschland im 18. Jahrhundert. Politische Verfassung, soziales Gefüge, geistige Bewegungen. Ausgewählte Aufsätze von Rudolf Vierhaus* (Göttingen, 1987), S.187 *など* 参照。
(57) *など* 参照。

(未完)